

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 液化石油ガス販売事業者の認定	【告 示】	消防保安課	目次
○ 土地改良事業の施行認可		耕地課	
○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定		水産課	
【公 告】			
○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の公表		循環型社会推進課	
○ 種畜証明書の書換交付		畜産課	
○ 県営土地改良事業計画の縦覧		耕地課	
○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧		〃	
〃		〃	
○ 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞の完了		水産課	
○ 〃		建築指導課	
○ 〃		〃	
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃	
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第八十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 液化石油ガス販売事業者の名称

岡山ガスプロパン株式会社

二 代表者の氏名

代表取締役 柴 敏典

三 住所

岡山市南区築港栄町七番地の二七

四 保安確保機器の設置及び管理の方法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる方法

五 認定年月日

平成二十九年一月二十六日

◎岡山県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名	工種
西七区支線69号	農業用排水施設
西七区支線71号	〃
西七区支線84号	〃

三 認可年月日

平成二十九年二月二日

◎岡山県告示第九十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

加入区の名称 日生加入区

寄島加入区

神島加入区

〔五〇〕ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十四号）による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条の規定により届出のあったポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況について、次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 公表する書類

平成二十七年におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書及びその添付書類

二 公表の期間

平成二十九年二月二十一日から平成三十年二月二十日まで

三 公表の場所

各県民局地域政策部環境課（当該県民局関係分に限る。）

〔五一〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11380852876	種畜の名前の変更	芳隼福	花桑2767
11380852876	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11380852913	種畜の名前の変更	晴茂栄	松啓2771
11380852913	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11380853026	種畜の名前の変更	福増栄	増坪2776
11380853026	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11380853101	種畜の名前の変更	久晴茂	久號2777
11380853101	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11380853507	種畜の名前の変更	美津照平	烈言2797
11380853507	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

〔五二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第五項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（用排水施設整備 新庄地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（用排水施設整備 新庄地区）計画書
- 三 縦覧の期間
平成二十九年二月二十一日から同年三月十四日まで
- 四 縦覧の場所
岡山市役所

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 建部地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 建部地区）計画書
- 三 縦覧の期間
平成二十九年二月二十一日から同年三月十四日まで
- 四 縦覧の場所
岡山市役所

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 用吉・豊岡地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 用吉・豊岡地区）計画書
- 三 縦覧の期間
平成二十九年二月二十一日から同年三月十四日まで

四 縦覧の場所
玉野市役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（畑地帯総合整備 湯野地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（畑地帯総合整備 湯野地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十九年二月二十一日から同年三月十四日まで

四 縦覧の場所

高梁市役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 備前地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 備前地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十九年二月二十一日から同年三月十四日まで

四 縦覧の場所

備前市役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 池の奥池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 池の奥池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十九年二月二十一日から同年三月十四日まで

四 縦覧の場所

赤磐市役所

〔五三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（地震対策ため池防災奥山池地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（地震対策ため池防災 奥山池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十九年二月二十一日から同年三月十四日まで

三 縦覧の場所

笠岡市役所

〔五四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備美作地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 美作地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十九年二月二十一日から同年三月十四日まで

三 縦覧の場所

美作市役所

平成29年2月21日 岡山県公報 第11865号

〔五五〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十八条第三項の規定による聴聞を行う。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞を受ける者

岡山県倉敷市玉島黒崎新町一四番地七	岡部 智光
岡山県倉敷市玉島黒崎四五三一番地	岡部由紀夫
岡山県倉敷市下津井五丁目四番八号	大中 弘
岡山県笠岡市北木島町七七二三番地	畦坪 保二
岡山県備前市日生町寒河二四五八番地一二二	中磯 周二
岡山県倉敷市下津井二六一四番地三〇	山本 博文
岡山県備前市日生町日生一七三九番地五	橋本 實
岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓四四四七番地二	豊田嘉多一
岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍八四七番地三二	為房 充
岡山県笠岡市北木島町七八九六番地一	畦坪 顕則
岡山県倉敷市児島元浜町二七七〇番地四一	奥野 雄二
広島県福山市走島町一九七番地	橋本 清作
岡山県玉野市胸上一一七一番地	磯野 広一
岡山県倉敷市田之浦一丁目一三番地二六	伊東 勝三
岡山県浅口市寄島町七五〇七番地七	三宅 務
岡山県笠岡市飛島五四四一番地五	山下 忠昭

二 期日

平成二十九年三月一日午前九時から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県庁七階水産課会議室
岡山県庁七階農林水産部会議室

〔五六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇〇―二、五〇〇―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区平田三五三―ヴィラージュ壱番館二〇二

三村 俊暁

三村 妃沙

三 許可番号

岡山県指令建指第二一〇号

〔五七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字西田一八八一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市東塚四丁目九一五メロウグローブC二〇三号室

高山 晃史

三 許可番号

岡山県指令建指第二八一号

〔五八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田一三〇〇一〇、一三〇六一三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市鴨方町深田九二四一

株式会社かしはら不動産

代表取締役 柏原 淳

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇四号

〔五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田一三〇〇―一〇、一三〇六―三

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市鴨方町深田九二四―一

株式会社かしはら不動産

代表取締役 柏原 淳

五 許可番号

岡山県指令建指第三〇四号